

事 務 連 絡
令和3年12月10日

食品小売関係団体の長 殿

大臣官房新事業・食品産業部
外食・食文化課長

恵方巻シーズンにおける食品ロス削減の取組について

近年、節分後の恵方巻きの廃棄が社会的な話題となったことから、農林水産省では、これまで、令和2年12月25日付け事務連絡「恵方巻きシーズンにおける食品ロス削減の取組について」の発出等を通じて、食品小売業者の方々に対して恵方巻きの需要に見合った販売を呼びかけてまいりました。令和3年の恵方巻きシーズンでは、恵方巻きのロス削減に取り組む小売店である旨を消費者にPRするための資材の提供や、その資材を活用して恵方巻きのロス削減に取り組む事業者名及び取組内容の公表を行ってきたところです（別紙1）。貴団体のこれまでの多大なるご協力に感謝申し上げます。

令和2年3月には食品ロス削減推進法に基づく基本方針が閣議決定され、季節商品の需要に見合った販売等に取り組むことも明記しているところであり、こうした取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

このため、令和4年の恵方巻きシーズンにおいても、以下の取組を行います。

- ① 恵方巻きのロス削減に取り組む小売店である旨を消費者にPRするための資材を農林水産省ホームページ上において提供します。
- ② PR資材（①により農林水産省が提供するもののほか、地方自治体や事業者独自の資材も含む）を活用して恵方巻きのロス削減に取り組む事業者や、PR資材は活用しない場合であっても需要に見合った販売など恵方巻きのロス削減に向けた取組を行う事業者を募集し、その事業者名及びその取組内容を農林水産省のホームページで公表します。

※応募締切は令和4年2月3日（木）です。1月中旬に中間公表を予定しておりますので、早期のご応募をお願いいたします。応募方法等の詳細は別紙2をご覧ください。

つきましては、恵方巻きを含めて、季節商品の需要に見合った販売について会員企業への呼びかけをお願いいたしますとともに、恵方巻きのロス削減に取り組む事業者名等の公表に向けて食品小売事業者様からの応募が活発なものとなりますよう、会員企業へ周知いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 1 これまでの需要に見合った販売推進の取組

別紙 2 恵方巻きのロス削減に取り組む小売店である旨の PR 資材の提供について
(手順、申請書、PR 資材見本)

(連絡先)

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部

外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

食品ロス削減・リサイクル班

担当：岸田、野田、高野

電話：03-6744-2066